

部会の設置について

令和6年3月25日

神奈川県子ども・若者施策審議会決定

神奈川県子ども・若者施策審議会条例（令和5年神奈川県条例第82号）第7条第1項に基づき、神奈川県子ども・若者施策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、それぞれ、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、同条例第7条第6項に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とする事項は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務	部会の議決をもって審議会の議決とする事項
子ども施策検討部会	<p>1 こども基本法に基づく「都道府県こども計画」に関する次の事務</p> <p>(1) 子どもの社会参加、意見表明に関する事項の調査審議</p> <p>(2) 妊娠前から幼児期を中心に、概ね学童期までの子どもの育ちに関する事項の調査審議</p> <p>(3) 子育て当事者への支援に関する事項の調査審議</p> <p>(4) その他子ども・子育て支援に関する重要事項の調査審議</p> <p>2 子ども・子育て支援法の施行に関する事項の調査審議</p> <p>3 次世代育成支援対策推進法の施行に関する事項の調査審議</p> <p>4 その他子ども施策に関する重要事項の調査審議</p>	

若者施策検討部会	<p>1 こども基本法に基づく「都道府県こども計画」に関する次の事務</p> <p>(1) 若者の社会参加、意見表明に関する事項の調査審議</p> <p>(2) 思春期・青年期を中心に、概ね学童期以降の子ども・若者施策の育ち及び自立に関する事項の調査審議</p> <p>2 地方青少年問題協議会法第2条各号に規定する事項の調査審議</p> <p>3 その他子ども・若者支援に関する重要事項の調査審議</p>	神奈川県青少年育成活動推進者表彰に関する事項
貧困対策検討部会	<p>1 こども基本法に基づく「都道府県こども計画」に関し、子どもの貧困対策の推進に係る事項の調査審議</p> <p>2 その他子どもの貧困対策に関する重要事項の調査審議</p>	
幼保連携型認定こども園認可専門部会	幼保連携型認定こども園の設置・廃止等の認可、事業停止及び施設閉鎖の命令、認可の取消し並びに設備及び運営の向上に関する勧告に関する事項の調査審議	幼保連携型認定こども園の設置・廃止等の認可、事業停止及び施設閉鎖の命令、認可の取消し並びに設備及び運営の向上に関する勧告に関する事項